



函 館 行

令和4年(2022年)7月14日

函館市役所職員労働組合
執行委員長 鎌田 保 様

函館市長 工 藤 壽 様



人事・給与制度の見直しについて(提案)

このことについて、別紙のとおり提案いたしますので、貴職のご理解とご協力をお願いします。

人事・給与制度の見直しについて

1 人事制度の見直し

提 案 内 容	実施予定時期
(1) 育児休業制度の見直し	
(常勤職員・会計年度任用職員関係)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業等計画書の廃止 ・ 子の出生後57日間以内の育児休業の請求期限の短縮 (1月前まで→2週間前まで) 	令和4年10月1日
(会計年度任用職員関係)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子の出生後57日間以内の育児休業の取得要件の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 採用見込期間の短縮 (1歳6か月→出生日から57日と6か月) ・ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化 	令和4年10月1日
(2) 休暇制度の見直し	
(常勤職員・会計年度任用職員関係)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性育児休暇の対象期間の拡大 (出産後8週間目まで→1年まで) 	令和4年10月1日

2 給与制度の見直し

提 案 内 容	実施予定時期
(1) 給与制度の見直し	
(常勤職員・会計年度任用職員関係)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児休業期間の除算に係る取扱いの見直し 	令和4年10月1日

【参考】 育児休業法の改正内容（令和4年10月1日施行予定）

○育児休業の取得回数制限の緩和。育児休業の分割取得を可能とする。

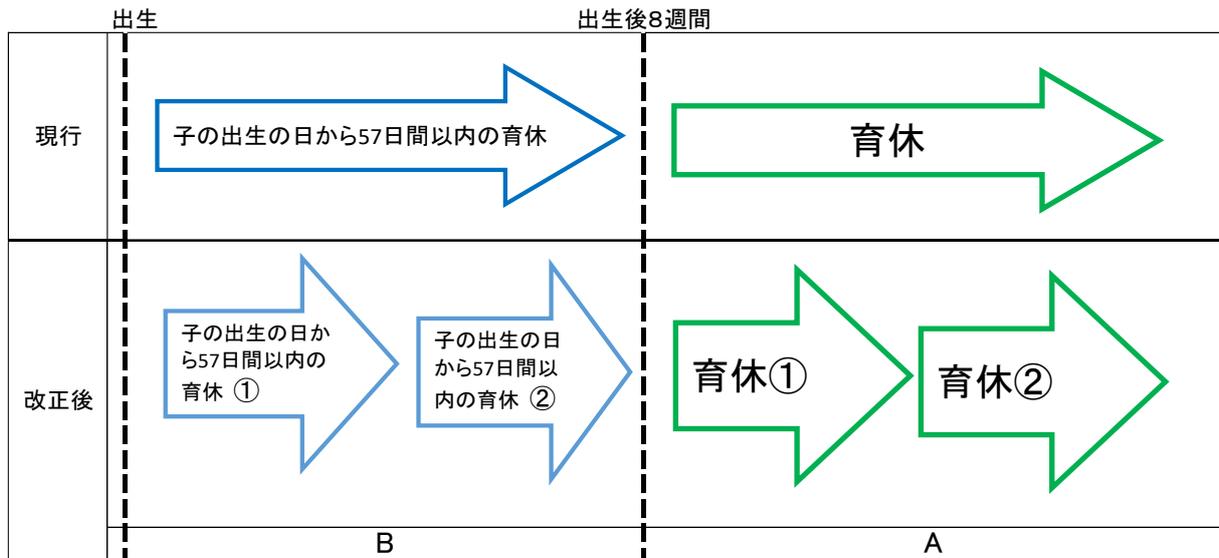
A 育児休業の取得回数を原則2回まで取得可能とする（現行：原則1回まで）

現行	改正
原則1回まで	原則2回まで

B Aに加えて、子の出生の日から57日間以内（子の出生後8週間以内）に2回まで取得可能とする（現行：1回まで）（主に男性職員）

現行	改正
1回まで	2回まで

育児休業法改正のイメージ



育児休業法等の改正を踏まえた制度の見直し

1 育児休業制度の見直し

(1) 常勤職員・会計年度任用職員関係

① 育児休業等計画書の廃止

【職員の育児休業等に関する条例第3条ほか】

育児休業法の改正により、原則2回まで育児休業を取得することができるようになり、あらかじめ育児休業を2回取得する計画を申出する必要がなくなったことから、当該様式である育児休業等計画書を廃止する。

② 子の出生後57日間以内の育児休業の請求期限の短縮

【職員の育児休業等に関する規則第2条】

請求期限を1月前までから2週間前までに短縮する。

現行	改正
1月前まで	2週間前まで

(2) 会計年度任用職員関係

① 子の出生後57日間以内の育児休業の取得要件の緩和

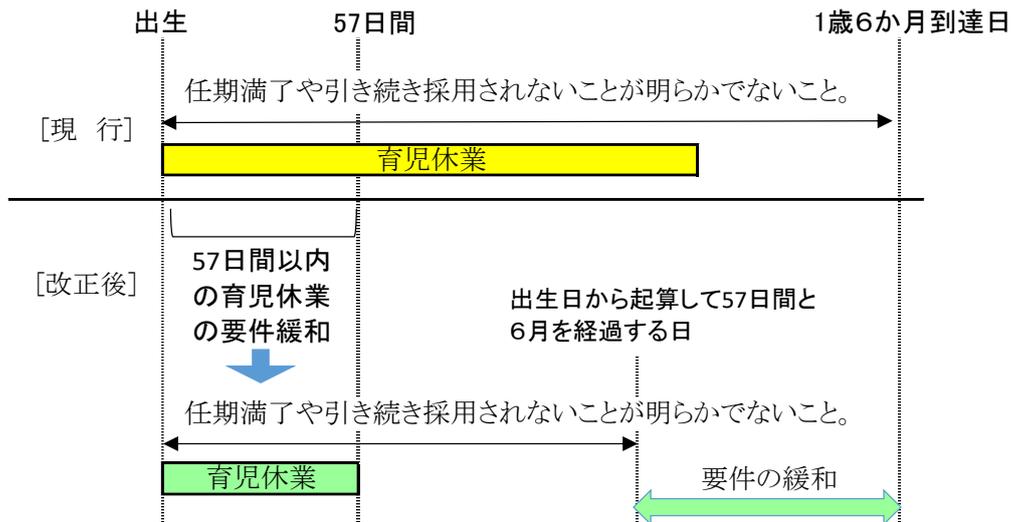
【職員の育児休業等に関する条例第2条】

男性職員を対象として、子の出生後57日間以内の育児休業の取得要件を緩和する。

(取得要件) 次のいずれにも該当する非常勤職員

- ・ 子の出生の日から57日間の期間の末日から6月を経過する日（現行：子の1歳6か月到達日）までに、任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することおよび引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない非常勤職員
- ・ 勤務日が週3日以上または年121日以上である非常勤職員（現行同様）

現行	改正
子が1歳6箇月に達する日までに、その任期が満了することおよび任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない	子が1歳6箇月に達する日まで <u>（子の出生の日から57日間以内に育児休業を取得しようとする場合は、子の出生日から57日間と6月を経過する日まで）</u> に、その任期が満了することおよび任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない



② 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

【職員の育児休業等に関する条例第2条の3ほか】

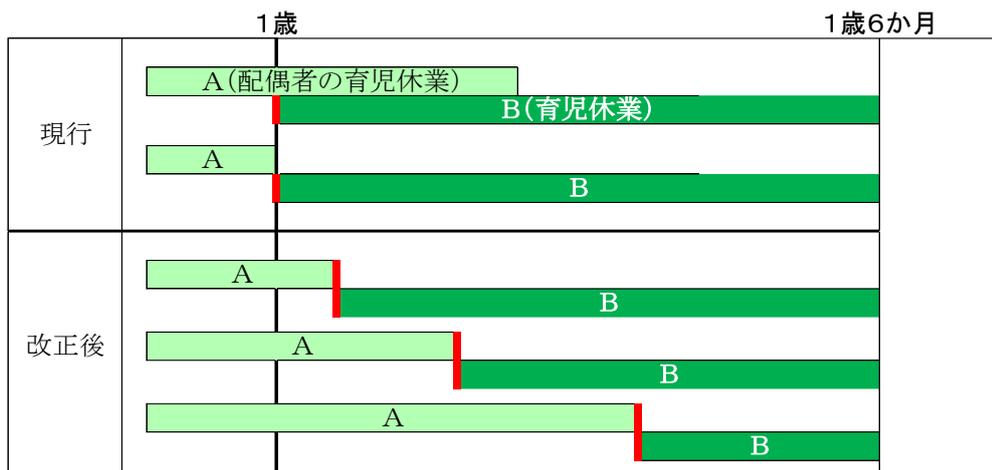
ア 夫婦交替での育児休業取得

1歳以上1歳6か月未満（1歳6か月以上2歳未満）の期間において、これまで、育児休業の開始日が1歳到達日の翌日に限られていたが、改正により、以下のとおり開始日の範囲が拡大されることから、当該期間の途中で夫婦交替することができるようになる。

1歳から1歳6か月までの期間における育児休業開始日

現行	改正
1歳到達日の翌日	配偶者の育児休業期間の末日の翌日以前の日

1歳から1歳6か月までの期間における夫婦交替のイメージ



※A、Bの育児休業は重なった期間でも取得可能。(上図は夫婦交替のイメージを明確にした)

※1歳6か月以上2歳未満の育児休業取得開始日のイメージは1歳を「1歳6か月」1歳6か月を「2歳」と読み替える。

イ 「特別の事情」による特例

育児休業の対象期間を子の1歳6か月（2歳）到達日までとする要件に「特別の事情」を追加する。

子が1歳以降の育児休業の取得要件【1歳6か月(2歳)までの取得要件】

現行	改正
①～③すべてに該当すること	①～④すべて、または【特別の事情】に該当すること
① 非常勤職員またはその配偶者が子の1歳到達日において育児休業等をしていること	同左
② 子の1歳到達日後の期間について育児休業をすることが必要と認められる場合(保育所等の利用ができない場合等)	同左
③ 非常勤職員が子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合	③ 非常勤職員が子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合 (この期間に配偶者と交替で育児休業の取得を可能とする)
	④ 非常勤職員が子の1歳到達日後の期間において、育児休業をしたことがないこと
	【特別の事情】 ・育児休業中に次子の産前休暇により、育児休業が失効し、その次子が死亡した場合 ・育児休業をしている職員が休職や停職により育児休業が失効した後、休職等の期間が満了した場合ほか

※ 子が2歳までの育児休業の取得要件については、表中の1歳を「1歳6か月」と読み替える。

※ 子が1歳以降の育児休業の請求期限は、
1歳(1歳6か月)到達日以前に請求する場合は、2週間前までとする。
1歳(1歳6か月)を過ぎて請求する場合は、1か月前までとする。

[実施時期]

令和4年10月1日

2 休暇制度の見直し

(1) 常勤職員・会計年度任用職員関係

① 男性育児休暇の対象期間の拡大

【職員の休日および休暇に関する条例施行規則別表第1】

【函館市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則第5条】

男性育児休暇の対象期間を産後8週間(57日間)までから、産後1年までに拡大する。

現行	改正
出産の予定日以前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日後 <u>8週間目</u> に当たる日まで	出産の予定日以前6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から出産の日後 <u>1年を経過する日まで</u>

[実施時期]

令和4年10月1日

3 給与制度の見直し

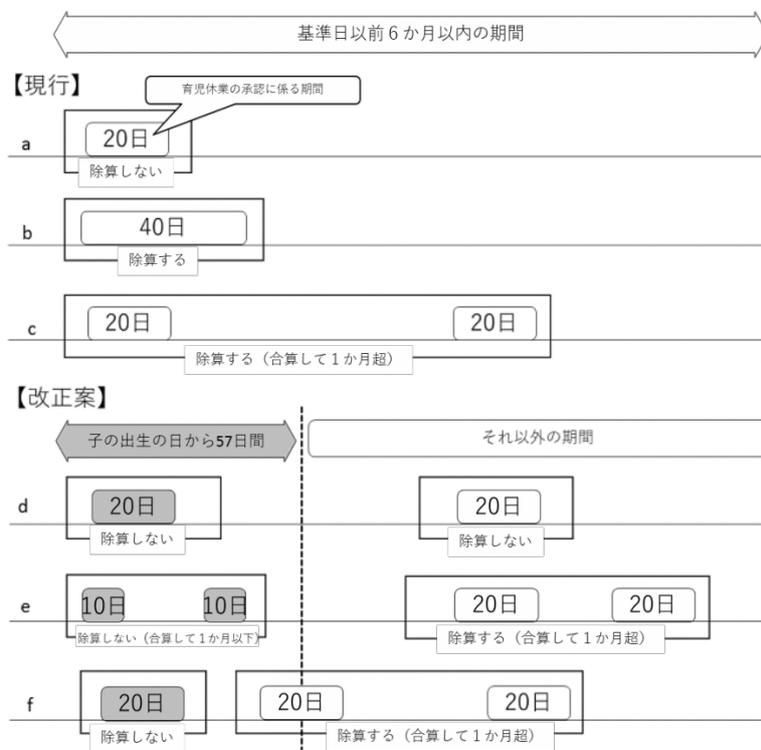
(1) 常勤職員関係（期末・勤勉手当）・会計年度任用職員関係（期末手当）

① 育児休業期間の除算に係る取扱いの見直し

【一般職の職員の給与に関する条例施行規則第8条の4ほか】

現行では、承認に係る期間（当該期間が2以上ある場合はそれぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である育児休業の期間については、期末手当および勤勉手当に係る在職期間等の算定に当たり除算しないこととしている。

改正後は、承認に係る期間の全部が子の出生の日から57日間以内の期間に含まれる育児休業の期間とそれ以外の育児休業の期間のそれぞれについて、承認に係る期間が1か月以下である場合には在職期間等の算定に当たり除算しないこととする。



[実施時期]

令和4年10月1日